

【別表】平成26年度国民健康保険税の税率および課税限度額

課税区分		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得－33万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
資産割額	土地と家屋の固定資産税額×税率	20.0%	－	－
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	－	－
課税限度額	世帯に課税される上限の額	51万円	14万円	12万円

国民健康保険税

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。皆さんが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。

本年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。必ず納期内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入します。そのため保険税の納税義務者は、世帯の代表者である世帯主となります。国保に加入していない世帯主であっても、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率および課税方法

本年度、税率などの改定を行いました(別表)。加入者それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。

また医療分、後期高齢者支援金分は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯

前年所得が一定額以下の場合、均等割、平等割を軽減します。7割軽減/世帯主と国保加入者

の前年所得の合計が33万円以下

5割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円＋国保加入者数×24・5万円以下

2割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円＋国保加入者数×45万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外。前年の所得がなくても申告を行ってください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった場合、申告により保険税を最大で2年間軽減します。※申告は保険年金課と各支所で行えます。

後期高齢者医療制度への移行に伴う負担緩和措置

●国保から移行

後期高齢者医療制度に移行し

た人がいる場合、その人を含めて軽減判定を行います。また移行で国保加入者が1人になる世帯は、平等割が軽減されます。

※世帯の構成に変更があった場合はこの限りではありません。

●社会保険などからの移行

社会保険などの加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、扶養になっていた人が国保に加入する場合、保険税の減免対象となる場合があります。

保険税の納付方法

●普通徴収(納付書、口座振替)

納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付、口座振替での納付になります。6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

●特別徴収(年金大引き)

特別徴収の対象となる人は、年金の支払い月に年金から天引

忘れずに納めてね



旭市イメージアップ
キャラクター
「あさビー」

きになります。

保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されないと、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

問い合わせ先

●課税の内容 税務課課税班

☎ 62・5321

●納税の相談 税務課収税班

☎ 62・5322

●国保の内容 保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331